

(別紙 2) 自己チェック資料

平成 30 年 6 月 29 日
 国土交通省 航空局 交通管制部
 管制技術課 航空灯火・電気技術室

民間競争入札実施事業

「東京国際空港航空灯火・電力監視制御システム保守請負」の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

- 競争性改善上のチェックポイントのうち、監理委員会から指摘のあった項目については全て取組んでいる。また、契約の性質上明らかに馴染まないものを除き、指摘項目以外についても同様に改善に取り組んでいる。
- 事業主体として競争性改善のために特に重点的に取り組んでいる項目は以下のとおりである。
1. 製造業者等による技術的ノウハウが必要な場合は定期点検保守及び緊急時対応の一部を再委託することが出来ることとし、事業者が再委託を行う際に、事業主体が協力要請を行うなど、円滑に参入できるようにした。
 2. 新規参入希望事業者が円滑かつ確実に業務の開始（引継ぎ）が出来るよう、現受注者に対して協力要請を行うこととした。
 3. 点検を行う上で必要となる点検マニュアル、取扱説明書等を事前貸与し、事業者が効率的かつ計画的に業務に参入できるようにした。

② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

- 競争性改善上のチェックポイントの対応状況で述べたとおり、監理委員会の指摘事項も踏まえ競争性改善に向けた対応は全て行っており、更なる改善の余地はないものと思料。
- なお、事業主体では関連事業者にヒアリングを実施し、「実施可能な事業者が極めて限定される要因」の分析結果は以下のとおりである。
1. 他社製品の保守は、システム機能に関わる技術情報が不足していることから、品質管理や障害発生時の対応が困難である。
 2. 製造業者における技術情報の提供ができない理由としては、
 - ①ソフトウェア仕様、システム構成図等のシステム機能に関わる技術情報には、独自に開発したノウハウや著作権情報など各種秘密情報を含んでおり、開示することにより技術情報が漏れ営業上の利益が侵害されるため知的財産権の観点から第三者への開示はできない。
 - ②特にソフトウェアにかかるプラットフォームにおいては、他の契約者と共通している部分もあり、開示することにより他の契約者の情報も開示されることとなるため、セキュリティの観点からも機密性が高い情報であり開示はできない。
 - ③発注者として監視制御システムの製造時にソフトウェア仕様、システム構成図等のシステム機能に関わる技術情報は成果物として求めている。
 3. 以上のことから、当該システムの保守請負は再委託が前提となる。
 4. さらに、対象施設の大部分が(株)東芝製のシステムであり、製造業者以外が元請けとして受注する場合、再委託する部分が多く、委託管理費等の費用が必要となり、受注メリットがない。